

身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免について

＜ 令和7年度 鶴岡市 ＞

軽自動車税(種別割)には、障害のある方やそのご家族が所有する軽自動車等に対する減免の制度があります。なお、減免を受けることができるのは障害者1人につき1台です。また、普通車(自動車税)との重複はできませんのでご注意ください。

1. 〈軽自動車税(種別割)の減免の範囲〉

(1) 身体に障害のある方等が所有する場合

障害者等の区分	障害の程度	年齢	所有者	運転者
身体障害者	裏面①参照	満18歳以上	・ 本人	・ 本人 ・ 生計同一者 (障害者の方の通学・通院・通所・生業に限る) ・ 常時介護者 (世帯員が障害者の方のみである場合に限る)
		満18歳未満	・ 本人 ・ 生計同一者	
知的障害者	裏面②参照	全年齢	・ 本人 ・ 生計同一者	・ 生計同一者 (障害者の方の通学・通院・通所・生業に限る) ・ 常時介護者 (世帯員が障害者の方のみである場合に限る)
精神障害者	裏面③④参照	全年齢		

(2) 軽自動車の構造による場合

構 造	構造が専ら身体障害者等の利用に供されるためのものである軽自動車等 ※車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」等の記載があるものが対象です。 記載がない場合は、車両全体と改造部分の確認ができる写真の提出が必要です。
-----	---

2. 〈減免申請の時期〉

納税通知書(5月9日発送)が届いてから納期限の6月2日(月)まで
納期限を過ぎた申請の受付はできませんのでご注意ください。

3. 〈減免申請に必要なもの〉

- ① 減免申請書・・・・・・・・・・申請窓口にて備え付けてあります。(市HPよりダウンロード可)
 - ② 身体障害者手帳 等・・・・・・・・該当する障害者手帳が必要です。
 - ③ 運転免許証又はマイナ免許証・・・・・・・・実際に運転する方のものが必要です。
(マイナ免許証をご持参の方は事前にご相談ください)
 - ④ 納税通知書
 - ⑤ 自動車検査証または自動車検査証記録事項
 - ⑥ 申請者のマイナンバーカード 等・・・・・・・・個人番号を確認できるもの
- ※ 代理申請の場合は、代理者の本人確認書類が必要です。

4. 該当する障害の程度

①身体障害者手帳・・・・・・・・次の表の網掛け部分  に該当する方

障 害 の 区 分		障 害 等 級 別					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視	覚	障害					
聴	覚	障害					
平	衡	機	能	障	害		
音	声	機	能	障	害		
(こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)							
肢	上肢		1 と 2				
	下肢						
	体幹						
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢		両上肢 の み				
	移動						
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸の機能障害							
ヒト免疫不全ウィルスによる 免疫機能障害							
肝臓機能障害							

②療育手帳・・・・・・・・・・重度の知的障害者で療育手帳に「A」の表示がある方

③精神障害者保健福祉手帳・・1 級の方

④自立支援医療費受給者証（精神通院医療に限る）及び年金証書・・障害年金1級の方

⑤戦傷病者手帳・・・・・・・・・・障害の程度が該当する方（下記へお問合せください）

5. 減免の継続と再申請

減免決定された軽自動車税（種別割）については、軽自動車等の使用状況や障害の程度等に変更がなければ、次年度以降も減免が継続となり再度申請する必要はありません。

ただし、買い換えた場合等で申請状況に変更があった場合は改めて減免申請をしていただくことになります。

○お問合せ先：鶴岡市役所課税課 諸税係 ☎0235-35-1176（直通）

○提 出 先：鶴岡市役所課税課 諸税係 又は 各地域庁舎 市民福祉課